

なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

2015年5月・6月合併号



今月の特集①

労働保険料の 申告と納付

労災保険と雇用保険(併せて「労働保険」)の保険料を申告して納付します。

労働保険料は、原則年1回の申告納付となります。



今月の特集②

社会保険の算定基礎届 と定期調査

※こちらの記事は、顧問先さまのみの配信となります。

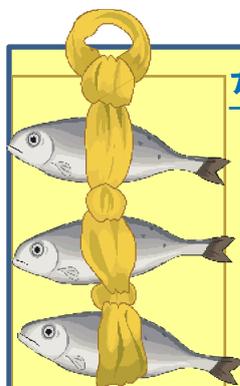
ご希望の方は問合せフォームより「2015年5.6月号特集②配信希望」の旨送信ください。



今月の数字

1.58%

今年の変更時期が
異なります。



ちよつと一服

さかなコーナー

テンカラ

「日本の伝統！」

早いものでもう6月になろうとしていますね。社労士はこの時期から7月中旬までが忙しさのピークを迎えます。6月から労働保険料の申告が始まり、7月1日から7月10日までに社会保険の算定基礎届があるからです。その他に住民税の新年度額への切替、賞与計算と賞与支払い届などがあります。と言うのを言い訳に今回の事務所報は合併号とさせていただきます。(最近いつも合併号だろ?と言われそうですが...)



今月の特集：労働保険料の申告と納付

毎年7月10日までに労働保険料の申告と納付をしなければなりません。

6月頭に労働局から書類が送られてきます。その中に労働保険料の申告書が入っていますので、その申告書に計算をして必要事項を書き込み役所へ提出し、労働保険料を銀行等で払い込みます。

★労働保険とは？

そもそも労働保険とはどういったものなのでしょうか？簡単に言うと「**労災保険＋雇用保険＝労働保険**」ということです。労災保険と雇用保険それぞれ保険料を算出することになります。

★労災保険料

労災保険は、通勤途中や仕事中のケガ、仕事が原因による病気などの場合に支払われる保険です。すると保険料は「仕事上の事故(ケガや病気)が多いか？少ないか？」によって変わってきます。簡単に言うと、事故が少ない業種なら保険料が安く、事故の多い業種は保険料が高いという考え方です。このように**業種により保険料が異なります**。工事現場と事務仕事では事故の発生率が違うので、工事現場の保険料率は高く、事務仕事の保険料率は安く設定されています。なお**今年は労災保険(料)率が一部変更**となっていますので、保険料算出時に料率を間違えないよう注意が必要です。

★雇用保険料

雇用保険はいわゆる「失業保険」です。なお、**雇用保険率は前年度と変更ありません**。失業が多い業種なのか、少ない業種なのかで保険料が変わります。労災保険は業種により細かく分類されていますが、雇用保険の場合3つに分かれているだけです。

①一般の事業 ②農林水産業、清酒製造業 ③建設業

②③に当てはまらない業種は①の一般の事業となります。ほとんどの会社が①になりますね。

★労働保険料の計算と申告

労働保険料は1年分を年に1回申告・納付します。保険料の額は「**賃金×保険料率**」で計算します。業種による保険料率の確認とともに**1年分の賃金の集計が必要**になります。

この賃金の集計は**前年4月～今年3月**までの賃金です。(今年の申告の場合は平成26年4月～平成27年3月分です。)

注意しなければいけないのが、この場合「その月に働いた分」の賃金ということです。給与が翌月払いの会社では、注意が必要です。その月に支払った(振り込んだ)金額ではありません。支給ベースでみると、翌月支給の会社の場合は、前年5月～今年4月までに支給した賃金となります。

また、労働保険で言う“賃金”には**通勤費も含まれます**。月給20万円、通勤費1万円の人の賃金は21万円で計算をします。

★労働保険料は前払い

労働保険は前払い制。

あらかじめ今後1年間支払うであろう賃金(ほとんどの場合前年度の賃金)を基に保険料を算出します。そして1年経って実際に支払った賃金を基に保険料を算出し、前払いした保険料と差し引きます。これを毎年繰り返していきます。

※あらかじめ払う保険料を「概算保険料」、1年経って計算した保険料を「確定保険料」と言います。

<支払回数>

労働保険料は一定の条件で3回払いに出来ます(概算保険料のみ)。支払うべき概算保険料が40万円以上の場合(建設業等を除く)です。3回払いにするときは、申告書に分割回数を記載します。

※建設業の場合

建設業の場合は申告方法が違いますので注意が必要です。

大まかには

①現場の労災保険料 ②事務所の労災保険料 ③雇用保険料

に分けて申告しなければなりません。申告書を3つ提出することになります。

労働保険料の申告・納付に関するご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

今月の数字 <1.58%>

この数字は、平成27年4月(5月納付分)からの介護保険料率です。毎年3月分(4月納付分)からの変更ですが、年末の国会解散の影響で今年は1ヶ月遅れることになりました。

今回の健康保険料率と介護保険料率の変更ですが、介護保険料率は全国一律ですが、**健康保険料率は都道府県で料率が違います**ので注意が必要です。今回の健康保険は、東京と神奈川が変更ナシですね。

また、変更後の給与天引きの時期にも注意が必要です。

社会保険の場合、**年金事務所へ納付する分の給与**から新しい料率で天引きをします。

普通は当月分は翌月に払い込みますので、5月支給の給与から新しい料率で天引きとなります。入社月には社会保険料を天引きしない会社などです。

しかし、会社の実情によって新しい料率での給与天引きのタイミングが違います。

		東京	埼玉	神奈川	千葉
健康保険料率	変更前	9.97%	9.94%	9.98%	9.93%
	変更後	9.97%	9.93%	9.98%	9.97%
介護保険料率	変更前	1.72%			
	変更後	1.58%			

ちょっと一息さかなコーナー

6月も近くなり暑くなりましたねー。新緑がまぶしい季節です。



この時期は溪流釣りが楽しいです。

水の中ではヤマメやイワナが勇んでエサを食べます。溪流釣りでは、日本の伝統漁法のテンカラ釣りもあります。

毛バリ釣りなのですが、明治時代にはその釣法があり、一説には江戸時代にはすでにあったという古くからある釣り方です。

獣の毛や鳥の羽を使って小魚や水生昆虫に似せた毛バリを使います。

釣り方は、太い糸を使い、その糸の重さで毛バリを遠くに飛ばします。

すると、目の前に落ちた毛バリを魚がエサと思ってパクッと喰いつきます。でも、彼らも簡単には騙されません。

毛バリの直前で疑似餌と気が付き引き返すこともしばしばあります。その魚との駆け引きも楽しさの一つです。

仕掛けも簡単なので準備も楽チンです。昔の人もよく考えたものです。

編集後記

ここ数日暑い日が続いています。日中は暑くても夜になると涼しいこともありますので風邪を引いてしまう時期でもありますね。

私もすぐに風邪を引いてしまうので、夜寝るときは必ず窓を閉めて寝ています。

暑くて寝汗をかくこともありますが風邪を引くよりはましですね。

あとはしっかり睡眠をとって規則正しい生活を心がけます。

(平成27年5.6月号)



なかお事務所
特定社会保険労務士・行政書士
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28
和智ビル603

メール: info@nakao-jimusho.com

H P : <http://nakao-jimusho.com>

T E L : 048-476-5753